

様式第3号（第3条関係）

(表面)

身 分 証 明 書

第 号

次の者は、埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第44条第1項の規定による立入検査その他事業経営の状況の調査の権限を有する職員であることを証明する。

写 真	所属・職名 氏 名
--------	--------------

年 月 日発行

埼玉県知事 印

(裏面)

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例
(抜粋)

(報告の徴収及び立入検査等)

第44条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入検査その他事業経営の状況の調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

正

様式第3号（第3条関係）

身 分 証 明 書

第 号

次の者は、埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第44条第1項の規定による立入検査その他事業経営の状況の調査の権限を有する職員であることを証明する。

写 真	所属・職名 氏 名
--------	--------------

年 月 日発行

埼玉県知事 印

(裏面)

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例
(抜粋)

(報告の徴収及び立入検査等)

第44条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入検査その他事業経営の状況の調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(表面)

誤

六 ページ
様式第三号（第三条関係）

埼玉県規則第二十八号（令和二年三月三十一日第九十三号）中訂正

正 誤